



第2回死刑映画週間によせて



第2回 死刑映画週間

©日活

罪と罰と赦しと

映画+監督+制作年+語る人 (一回限り)

『死刑台のエレベーター』(レイ・マル 1958)

『少年死刑囚』(吉村廉 1955) × 川村湊

東京国立近代美術館フィルムセンター所蔵作品

『ハーモニー』(カン・テギユ 2010) × ヤン ヨンヒ

『第一の敵』(ホルヘ・サンヒネス 1974)

『略称・連続射殺魔』(足立正生 1969) × 足立正生

『ヘヴンズストーリー』(瀬々敬久 2010) × 瀬々敬久

『真昼の暗黒』(今井正 1956) × 桜井昌司

『死刑弁護人』(斉藤潤一 2012) × 山本太郎・斉藤潤一・安田好弘

『再生の朝に』(リウ・ジェ 2009) × 丸川哲史

犯された「罪」を前に、被害者遺族は「罰」を求める。
それは当然なのだが、
その「罰」が「死刑」だとすると……。
いかなる人間であっても、
可能性として持つ「罪」を償っての「再生」の道と、
苦しみの果てにそれを「赦す」心について考える一週間。

2013年 2月2日(土)~2月8日(金) 渋谷 **ユーロスペース**

東京都渋谷区円山町 1-5 KINOHaus 3F

死刑廃止国際条約の批准を求める

FORUM90

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-14-13 港合同法律事務所気付

TEL. 03-3585-2331 FAX. 03-3585-2330 郵便振替口座：00180-1-80456 フォーラム 90

第2回死刑映画週間「罪と罰と赦しと」

開催に当たって

太田昌国

(死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90・映画週間実行グループ)

昨年開催した死刑映画週間『「死刑の映画」は「命の映画」だ』から、私たちは確かな手応えを感じた。一見したところ「暗さ」と「重さ」を感じさせる催し物だが、にもかかわらず大勢の人びとが詰めかけてくれたから、ということも理由の一つだ。映画を観たり、ゲストの話の聞いたりした人から、死刑制度についての自分の誤解や無知をめぐって、また犯された罪と死刑囚をめぐる思い込みをめぐって、冷静にふり返る声をいくつも聞いた、ということもある。その後、私たちが開く集会や会議に新たに参加している若い世代の人びとは、この映画週間を通して出会った、というの大きな理由だ。もとより、私たちとは逆に、死刑制度は維持されなければならないと考えている人びとも、この催し物に参加していたに違いない。それも、私たちが望んだことだ。情報公開が極端に制限され、秘められている部分があまりにも大きい社会制度については、賛否いずれの立場に立つ誰であっても、まず、その制度のことを「もっと知る」ことが必要だと思うからだ。

制度のことは、法律や歴史の中でそれが果たしてきた役割を通して、外形的には理解が届く。分からないのは、この制度の下に生きざるを得ないひとの心だ。あるいは、この制度を何らかの理由で廃止した社会に生きるひとの心に、どんな変化が起こるのか、ということだ。その意味では、開催した私たち自身が、10本の作品をあらためて(あるいは初めて)観て、それぞれ深く思うところがあった。生きた時代も場所も異にする多くの人びと——フィクションとドキュメンタリーでは、犯罪が想像上のものか実際に起こったものかの違いはあるが、いずれも、罪を犯した者あるいは冤罪者・被害者・遺族・周辺の人びと、そして脚本家・監督・俳優など映画に関わるすべての人びと——が、「死刑」という、人類が生み出した制度をめぐって、肯定しあるいは否定し、怒り、悲しみ、あれこれ戸惑い、迷い、断言し、苦悩する姿が、そこにはあった。この重層的な複数の思いを、ひとつの固定的な線の上に手際よく整理することはできない。そうしようと焦るのではなく、そこで揺らぐひとの(自分の)心のありようを、じっくりと見つめることが必要だ、と私たちは考える。

今回選んだ9作品から、大まかに言って「罪と罰と赦しと」という共通のテーマを私たちは取り出した。そこから微妙に外れ、別な課題を取り出すべき作品もある。いずれにせよ、ひとを殺めた「罪」を犯した者がいて、それに対する「罰」として国家あるいは或る権力の下で処刑する行為が行なわれるという、明快な因果の関係だけで、事が済むわけでない。済ませてはならない。罪ある者の「償い」と、長い苦悩を経たうえでの当事者の「赦し」の可能性を排除することなく、制度としての死刑の問題を捉えたい。それはひとが持つ人間観と価値観に関わることだ、と私たちは主張したいのである。

●「少年死刑囚」原作

少年死刑囚

中山義秀著 池田浩士解説 定価1600円+税

死刑か無期か。翻弄される少年殺人者の心の動きを描いたこの作品は映画化され、大きな話題となる。それは1955年、死刑廃止法案が上程される1年前だった。本書の解説で池田浩士はモデルとなった少年のその後を探索し、恐るべき現実を明らかにする。いま刑罰とはなにかを考えるための必読書。(インパクト出版会刊)

●「略称・連続射殺魔」事件の背景を知るための本

それでも彼を死刑にしますか

網走からペルーへ: 永山則夫の遙かなる旅

大谷恭子著 定価1600円+税

死刑→無期→死刑。各級裁判所の異なる判決に翻弄されながら、「生」への希望を喪わなかった永山則夫。彼には夢があった。貧しい子どもたちも、学びながら仲間意識を育てることができるような塾をつくること。処刑によって断ち切られたかに見えたその夢は、いま、遠くペルーで叶えられつつある。(現代企画室刊)

●死刑関連推薦図書 & DVD

赦し——その遙かなる道 (DVD 本編100分)

死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90 頒価1000円
韓国 SBS 制作の殺人事件被害者を描いたドキュメンタリー作品。

死刑を止めた国・韓国

朴秉植著 定価1400円+税

なぜ韓国は15年間死刑執行がないのか。事実上の廃止国から学ぶ。

死刑囚90人 とどきますか、獄中からの声

死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90編 定価1800円+税

死刑確定者自身による生身の声から日本の死刑の現実が見える。

少年事件と死刑 年報・死刑廃止2012

定価2300円+税

少年法の理念を超え厳罰化へ向かう少年事件と死刑問題を徹底検証。

獄中で見た麻原彰晃

麻原控訴審弁護人編 定価1000円+税

精神を病み意識を失った人間を裁き、死刑にする意味があるのか。(DVDはフォーラム90発行、書籍はインパクト出版会刊、受付で販売しております)

A 死刑台のエレベーター

2月2日(土) 11:00、4日(月) 13:30、6日(水) 16:00、7日(水) 13:30

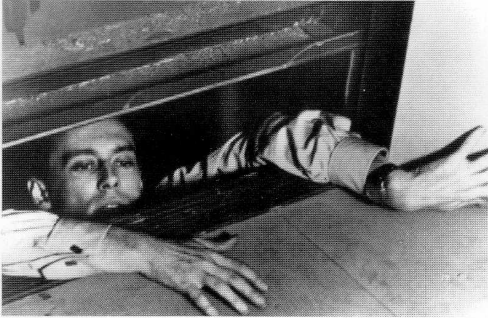
1958年/フランス映画/91分

監督=ルイ・マル/原作=ノエル・カレフ/撮影=アンリ・ドカエ
音楽=マイルス・デイビス/出演=ジャンヌ・モロー/モーリス・ロネ/ヨリ・ベルダン/ジョルジュ・ブージュリー/リノ・パンチュラ/ジャン・クロード・ブリアリ

【物語】不倫関係にある社長夫人と社長の右腕的な部下が、社長殺害の完全犯罪を企み実行する。しかし狙った完全犯罪は思わぬことで破綻し、若い恋人たちの無鉄砲な行動が事件を大きくし、あらゆるものが破滅へと向かっていく。一晩だけで事件が起こるといふ大胆な発想の、死刑制度がまだ存在していた時代のフランスでの話である。

ヌーヴェルヴァーグの映画監督のひとりであるルイ・マルのサスペンス映画。彼が25歳の時の監督デビュー作品。主演のジャンヌ・モローの妖艶さ、アンリ・ドカエのカメラワーク、そしてマイルス・デイビスのジャズ演奏で、世界の映画ファンを魅了した。

© 1958 Nouvelles Editions de Films



B 少年死刑囚

2月2日(土) 13:30、5日(火) 18:30、8日(金) 11:00

1955年/日本/日活/104分

監督=吉村廉/脚本=片岡薫/音楽=斉藤高順/原作=中山義秀
出演=牧真介/左卜全/田中筆子/菅井一郎/田中絹代/多々良純/殿山泰司/信欽三/木室郁子

【物語】敗戦前後の時代、貧困と不幸な家庭環境によって、祖父母と叔父夫妻を殺害した少年・垂井浩は一番死刑判決を受ける。次々執行されていく死刑囚たち。彼は拘留所内で荒れていた。しかし幼なじみのいく子や刑務官の気持が彼を変えていく。死刑が確定し、母やいく子とも最後の面会を済ませる。宗教に帰依し安らかな気持ちで刑場へ向かった時、恩赦の報が伝わる。無期懲役に減刑されたのである。それを知った彼は……。今では考えられないことだが、この作品は法務省の協力の下、府中刑務所でロケが行われている。58年ぶりの東京上映。

© 日活



正義に反する少年への死刑

映画「少年死刑囚」の原作は芥川賞作家・中山義秀のドキュメンタリー小説で、1950年に文藝春秋新社から刊行された。小沼修刑務官から提供された少年の手記、および少年と接見した宮城タマヨ議員の話を素材に書かれている。インパクト選書として復刊された同書の解説で、池田浩士はモデルとなった事件は鹿兒島雑貨商殺害事件と特定している。それによると47年12月、数え年17歳の少年が事件を起こし、48年に1、2審とも死刑を宣告される。しかし少年法の対象を18歳に引き上げた新少年法(49年1月1日施行)にともなう恩赦で無期懲役に減刑されたのである。

少年法には「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする」とある。すなわち刑罰という恫喝と刑務所という隔離によって再犯を防いだり、極刑によってこの世から抹殺してしまうのではなく、この社会の中で更生させる、共に生きることを目的としているのだ。しかし少年事件に対して死刑判決が出され、抹殺処分があると絶たないのはなぜだろうか。

「略称・連続射殺魔」で描かれるのは、永山則夫少年が育ち、流浪し、労働し、生活をした彼が生きた60年代の風景だ。映像からは貧困に起因する劣悪な環境が

彼を作り出したことが見えてくる。68年、19歳の彼は全国で4件の殺人事件を犯し、79年1審死刑判決を受ける。しかし東京高裁は原判決を破棄し無期懲役を言い渡す。これに対して東京高等検察庁が死刑を求めて上告し、最高裁が高裁に差し戻し、再度死刑が宣告されたのである。獄中で活発な執筆活動に励んだ彼に死刑が執行されたのは97年8月1日だった。彼の印税をもとに永山子ども基金が設立され、いまでもペルーの貧しい子どもたちへ送金が続いている。

「ヘヴンズストーリー」は99年4月、当時18歳1カ月の少年が起こした光市母子殺害事件に触発され制作された映画だ。地裁、高裁での無期懲役判決に対して、被害者遺族は激しく反発し死刑判決を求める。それをマスコミがさらに煽り、上告審の弁護人への激しいパッシングという異常事態となったのは記憶に新しい。最高裁は死刑を求めて高裁へ差し戻し、高裁で死刑判決、ついで最高裁で死刑が確定し今に至っている。

2011年3月、長良川・木曾川事件の3人の元少年に死刑判決が確定した。1審では1人死刑、2人無期懲役だった判決が2審から3人死刑判決というかつてない厳しい結果になった。この事件の経緯は青木理『絞首刑』に詳しい。また『少年事件と死刑 年報・死刑廃止2012』がこの問題の本質を突いた特集となっている。

精神的にも肉体的にも未熟な少年に矯正不能の烙印を押し死刑を科することは少年法の理念から逸脱しているといわざるをえないだろう。(F)

C ハーモニー 心をつなぐ歌

2月2日(土) 16:00、5日(火) 16:00、7日(木) 11:00、8日(金) 13:30

2010年/韓国映画/115分

監督=カン・テギョ/脚本=カン・テギョ/音楽=シン・イギョン
/出演=キム・ユンジョン/ナムニ/カン・イェウォン/パク・ジョン
ミョン/イ・ダヒ/チョン・スヨン

【物語】DVで暴力を受けていた夫を殺害した罪でチョンジュ女子刑務所に入るチョンへ。彼女は妊娠しており刑務所で息子を出産する。刑務所に慰問に来た合唱団に感激したチョンへは、刑務所内にも合唱団を作りたいと所長に直訴し成功する。同房で死刑囚の元音楽教師ムノクに頼んで合唱団を作り始める。いろいろの困難を乗り越えて合唱団は刑務所内に美しいハーモニーを奏できるようになるのだが…。一方で、凶悪事件の頻発を受けて死刑囚への執行も迫ってくる。

韓国映画ならではのエモーショナルで情感たっぷりの演出ながら、多くの登場人物の物語と音楽との多彩な「ハーモニー」にいつの間にか引き込まれてしまう作品。

©2010 CJ Entertainment Inc. All Rights Reserved



D 第一の敵

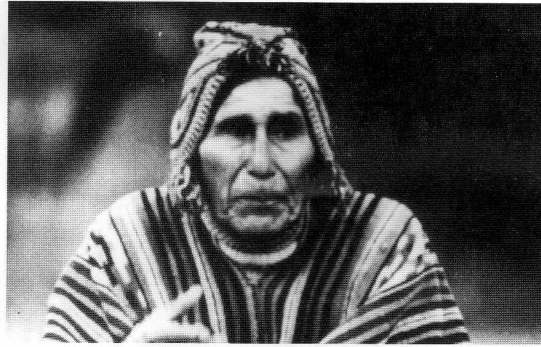
2月2日(土) 19:00、6日(水) 13:30

1974年/ボリビア/110分

監督=ホルヘ・サンヒネス/制作=亡命先のペルーで、ボリビア・ウカマウ集団/台本=ホルヘ・サンヒネス(現実にあった事実に関する記録と談話に基づいて)と内部討論/台詞=実際の台詞の再構成と映画の主人公である農民の即興/撮影=エクトル・リオス、ホルヘ・ビグネッティ/制作主任=マリオ・アリエッタ、エフライン・フエンテス/音響=マルセル・ミラン/出演=ペルー高地の先住民族農民たち

【物語】1960年代アンデスでの実話に基づいて、先住民貧農とゲリラの反地主共同闘争を描く。農民が映画を媒介にして歴史と現実を知ることとするために、物語も制作方法も単純・素朴。クローズアップを排し、広大なアンデスの風景を背景に人びとを集団として描くカメラワークも評判に。監督は、先住民族が持つさまざまな権利の復権を目指すだけに、農民の母語であるケチュア語がスクリーン上に炸裂する。その意味でも、世界映画史上でも先駆的な作品となった。

©1980 シネマテーク・インドゥアス



死刑という「罰」は何をもたらすか？

ひとを殺める犯罪が起こると、それがむごいものであればあるほど、マスメディアは大々的に報道する。それに煽られるようにして世論も激昂し、「そんな奴は死刑だ！」という声が、裁判での審理以前に沸き起こる。「罪」がなされたら、即「罰」だ、しかもひとの命を奪う「死刑」によって――そこでは、ただひとつの感情(応報を是とする)が一直線に突き進む。被害・加害という意味では当事者ではない、多くの第三者をも巻き込んで。それが日本社会の現状だ。

映画や文学など、ひとがなし得る芸術表現が犯罪や死刑をテーマにするときは、それとは異なる展開になる。一般的には、犯罪の背景(社会的にも、個人的にも)に目を凝らす必要がある。そして、極端に言えば、加害者もつ「人間性」の発露や、被害者が「純粋無垢なだけの人間ではない」事実も描かなければならない。要するに、ひとつの言葉では収まり切れない人間の多面性を確実に捉えることによって、表現は厚みと深みと広がりを増す。犯罪と死刑をテーマとしたすぐれた表現が、加害者の生い立ちや成長過程を探り、「罪」を自覚し「償いと転生」へ向かう道を追う場合が多いのは、そのためだ。もちろん、「罪」に無自覚なまま「居直る」加害者を描いて、優れた作品として成立する場合もあるというのは、人間の複雑さがなせることだ。他方、被害者遺族の側にも、加害者の「償いと転生」の現実

を見て、憎しみと哀しみだけの後半生を送りたくないという気持ちから、困難ではあるが「赦し」の道を進むひとが描かれる場合もある。

今回上映する作品には、このような問題意識で観るひとには示唆的な作品が多い。「罪」が何らかの形で「罰」せられること自体は当然としても、その間に介在させて考えるべきことはないか。そこでは、この問いかけが私たちになされているのである。

異色な作品がひとつある。ボリビア映画『第一の敵』である。この作品には、1960年代のペルーでの実話に基づいて、貧農にひどい仕打ちをした地主が、都会から来たゲリラと農民によって捕えられ、人民裁判の末に死刑を宣告されて実際に銃殺されるという挿話が挟み込まれている。ゲリラは社会主義の理想を語りかけて農民を組織化し、反地主の共同闘争を展開したのだが、銃殺が行なわれた直後の農民群衆の表情から何を読み取るかが、この映画の見所のひとつであると言える。また、社会主義を自称した(する)多くの体制が「死刑大国」と化した(化している)現実も思い出される。人間を尊重するという理想を掲げる体制の下で、指導部が誰かを「敵」や「反革命」と名づけてしまえば、即「処刑」や「粛清」が可能になったという悲劇的な歴史から、何を学ぶかという問題も生まれる。

こうして、「犯罪と死刑」というテーマは、実に多様な社会の姿を浮かび上がらせるのである。(0)

E 略称・連続射殺魔

2月3日(日) 11:00、6日(水) 19:00、8日(金) 16:00

1969年制作、1975年公開/日本映画/86分
監督=足立正生/製作=佐々木守/松田政男/音楽=富樫雅彦/高木元輝/相倉久人(監修)

【物語】正式のタイトルは「去年の秋 四つの都市で同じ拳銃を使った四つの殺人事件があった。今年の春十九歳の少年が逮捕された彼は連続射殺魔と呼ばれた」。この作品の製作者の一人松田政男は次のように書く。「下層社会に生れ育った一人の大衆が〈流浪〉という存在において自らの階級形成を遂げざるをえなかった時、したがって私たちが永山則夫の足跡を線をつなぐことによってもう一つの日本列島を幻視しようと試みた時、意外と言うべきか当然と言うべきか、線分の両端にあるところの点として、風景と呼ぶべきではない共通の因子をも発見することとなったのである。そして、それは、この日本列島において、首都も辺境も、中央も地方も、東京も田舎も、一連の巨大都市として劇一化されつつある途上に出現する、語の真の意味での均質な風景なのであった。」(『風景の死滅』田畑書店より)



F ヘヴンズストーリー

2月3日(日) 13:00 [途中休憩があります]

2010年/日本/ヘヴンズ・プロジェクト/278分
監督=瀬々敬久/出演=窪岡萌希/長谷川朝晴/忍成修吾/村上淳/山崎ハコ/菜葉菜/栗原堅一/江口のりこ/大島葉子/吹越満/片岡礼子/嶋田久作/菅田俊/光石研/津田寛治/根岸季衣/渡辺真起子/長澤奈央/本多叶奈/佐藤浩市/柄本明/人形舞台 yumehina/百鬼どんどろ

【物語】世界が悲しみに壊れてしまう前に、21世紀の『罪と罰』と題し、「普通の人々が殺す、殺される」をテーマに日常から、突如殺人事件に直面した人たちの人生が複雑な絡み合いが全9章で描かれる。光市母子殺害事件に触発された作品。ぴあ初日満足度ランキング(ぴあ映画生活調べ)では第2位、映画芸術2010年日本映画ベストテンでは第1位、第61回ベルリン映画祭国際批評家連盟賞受賞。

©2010 ヘヴンズ・プロジェクト



冤罪で死刑宣告

1951年1月山口県蒲生郡で夫婦が殺害される事件が起こる。地元の「素行不良者」たちが逮捕され、4名の男性がこの冤罪事件に巻き込まれ、主犯と見なされた阿藤周平さんに1審、2審とも死刑判決が出された。これが八海事件である。

映画「真昼の暗黒」はこの53年9月の2審判決の最後のシーンで終わる。映画の公開は56年、上告審の真最中だった。このあと裁判は高裁差戻しで全員無罪、第2次上告審で再度高裁へ差戻し、ここで阿藤さんは3度目の死刑判決を受ける。そして第3次上告審で4人全員無罪となったのは68年10月だった。雪冤を果すまでに18年の歳月を要したのである。

これまで1審死刑判決が出てから最高裁で無罪になったケースとして二俣事件、幸浦事件、八海事件、松川事件、山中事件がある。死刑確定後、再審無罪になったケースとして、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件がある。免田事件の免田栄さんは34年6カ月獄中に幽閉されていたが、無実を訴えながら処刑されていった多数の死刑囚を獄中に見送ったと書いている。つまり、裁判には誤判がつきもので死刑事件であっても例外ではない。

冤罪を叫びながら獄死させられた人も少なくない。映画「帝銀事件」で描かれた平沢貞通さん、波崎事件の富山常喜さん、晴山広元さん、荒井政男さんが無

実を訴えながら無念の死を遂げている。近日公開される「約束」で描かれている名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんや、「BOX 袴田事件 命とは」の袴田巖さんに対しても再審の門は開かれず、高齢の二人には残された時間は少ない。冤罪であったことも闇に葬ろうというのだろうか。

この間、足利事件、布川事件や、ゴビンダさんなどに再審無罪判決が続いている。今この時代にも冤罪が蔓延していること、それに警察や検察、裁判所が加担していることは今や常識となっている。

08年10月に死刑を執行された飯塚事件の久間三千年さんは極めて冤罪の可能性の高い死刑囚だった。再審無罪判決を勝ち取った足利事件の菅家利和さんと同じ方式のDNA鑑定を決定的な証拠として死刑判決を受けたのである。いま死後再審が申し立てられているが一度失った命は元に戻らない。

死刑執行後、真犯人が現れたことにより死刑制度が廃絶されたのはイギリスだ。無実の人が死刑を執行されてしまったのは、そのいのちは取り返しがつかない。だから制度自体を廃止したのである。冤罪は必ずある。それだけでも人の命を奪う刑はなくすべきだろう。(F)

G 真昼の暗黒

2月3日(日) 19:00、4日(月) 11:00、7日(木) 18:30

1956年/日本/現代プロダクション/112分

監督=今井正/脚本=橋本忍/出演=草薙幸二郎/左幸子/菅井一郎/芦田伸介/北林谷栄/殿山泰司

【物語】「まだ最高裁がある!」というあまりにも有名なせりふで終わる冤罪事件「八海事件」を描いた作品。映画は阿藤周平が一、二審死刑判決を受けた段階で撮影された。そのため登場人物は全て仮名になっている。かれが雪冤を晴らすまで事件発生から18年の歳月がかかったのである。この作品は「キネマ旬報」日本映画監督賞・ベストテン第1位、「毎日映画コンクール」日本映画賞・脚本賞、「ブルーリボン賞」作品賞・脚本賞・ベストテン第1位など、1956年の映画賞を総ナメにした。

©北星



H 死刑弁護人

2月4日(日) 16:00、5日(火) 11:00、8日(金) 18:30

2012年/日本/東海テレビ/97分

監督=斉藤潤一/プロデューサー=阿武野勝彦/ナレーション=山本太郎/撮影=岩井彰彦/音楽=村井秀清/音楽プロデューサー=岡田こずえ/編集=山本哲二

【物語】安田好弘は、「悪魔の弁護人」と呼ばれようとも、依頼人を背負い続ける。貧困と富裕、安定と不安定、山手と下町。凄惨な犯罪は境界で起きることが多い。安田は、こう考えている。生まれ育った環境が生む歪みを無視し、加害者を断罪することに終始することが、事件の「解決」と言えるのか。「誰が何を裁くのか?」裁判は、犯罪を抑止するために、材料を洗い出す場でもあるはずだ。安田の生き様から映し出されるのは、この国の司法のありようだ。

©東海テレビ放送



世界が死刑廃止に向かうなかで

世界では死刑廃止国が死刑存置国を大幅に上回っている。アムネスティ・インターナショナルの発表では2012年時点で、事実上の死刑廃止国を含む世界での死刑廃止国は141カ国、死刑存置国は57カ国となっている。事実上の死刑廃止国とは、刑罰としての死刑はあるが10年間以上にわたって死刑執行をしていない36カ国で、韓国やロシアなどがそうだ。2011年に死刑執行をした国は20カ国で、死刑執行された人は676人以上。死刑を執行している国は全世界198カ国の約1割、たったの20カ国にしか過ぎないのだ。

上記の死刑執行された人の数に、中国で死刑執行された人数は入っていない。中国政府は国家機密としてこれを発表せず、死刑に関する情報は決して表には出てこないからだ。少なく見積もっても、数千人が処刑されたであろうと言われている。中国映画『再生の朝』は、自動車泥棒で死刑になるといってほとんど信じられないような話だが、それほど中国では死刑になる犯罪が多いのだ。執行された死刑囚の臓器を売買して移植を行う行為は、実際に数多く行われていたようだ。国際的な非難を受けて、近年では少しずつ変わってきているということのようだが、実態はわからない。

死刑執行した20カ国のうち多くはサウジアラビア、イラン、イラクなど、イスラム圏の国々だ。EU(ヨーロッパ連合)は死刑廃止を国是としなければ参加できない

ので、EU参加のヨーロッパ各国に死刑制度はない。『死刑台のエレベーター』劇場公開時期のフランスには死刑制度があった。映画の中のセリフでも「死刑になる…」というのが出てくる。処刑の方法は、首を切ってしまう恐ろしいギロチンだった。1981年ミッテラン大統領は、死刑賛成の世論が60%といわれる中で死刑制度を廃止した。2007年にはシラク大統領の下、死刑廃止を憲法条項とした。ひるがえって私たちの国日本では、いまだに死刑を存置し、死刑を執行している。いわゆる先進国といわれている国の中では、アメリカ合衆国と日本だけが死刑を存置しているのだ。そのアメリカ合衆国もここ数年で死刑廃止州が増えている。今は50州のうち17州が廃止している。

国連総会では過去4回、死刑存置国に対して死刑執行停止を要請する決議がなされている。昨年2012年12月にも国連総会で死刑執行停止要請の決議がなされた。111カ国が賛成という圧倒的な多数で採択されている。残念ながら日本は反対に回った。日本は死刑囚処遇の問題で、国連から幾度も勧告を受けている。処刑日を当日の朝に告げるのを止めて前もって知らせること、面会等の交通権を緩和すること、上訴はいかなる場合も行うこと、等の勧告だ。しかし日本はそれに応えようとはしていない。

次の表は、日本でのここ10年余りの死刑執行数と、その年の年末における死刑確定者の数だ。

2007年鳩山邦夫法相時代に死刑執行ラッシュが始ま

I 再生の朝に ある裁判官の選択

2月4日(月) 18:30、5日(火) 13:30、6日(水) 11:00、7日(木) 16:00

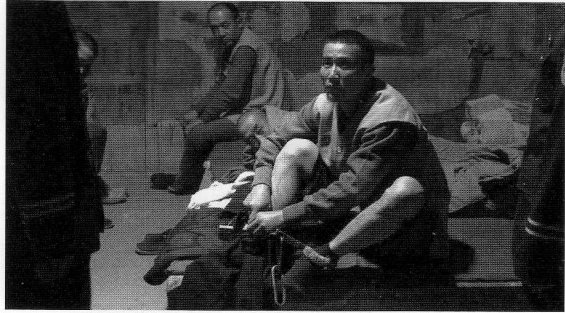
2009年/中国映画/98分

監督=リウ・ジエ/脚本=リウ・ジエ/カオ・シャン/音楽=リン・チャン/出演=ニー・ターホン/チー・ダオ/ジェン・ジェン/メイ・ティン/ソン・エイシェン

【物語】1997年、中国のある都市で裁判官をしているティエンは、娘を盗難車によるひき逃げで亡くしてしまう。妻ともども、そのショックから抜け出せない。そんな折、車を二台窃盗した犯罪で青年チウに死刑判決を下すこととなる。腎臓移植を待っているドナーで街の有力者が、チウの腎臓が適合することを知り、その死を待っている。夫の腎臓移植を望みながらも妻は死刑囚からの腎臓移植に大きな違和感を覚え始める。

刑法が改正され車の窃盗容疑は死刑ではなくなるという端境期に、生と死を分かつものとは何なのかを裁判官ティエンが考え始める。その時に裁判官が下す選択とはなんなのか。死刑大国の中国。命をこんなふうに扱っていいのか。いったい刑罰とは何なのか。この作品は静かに深く問うている。

©2009 3CFILMS CO.LTD All Rights Reserved



【ゲスト紹介】

ヤンヨンヒ=映画監督。ドキュメンタリー作品に「ディア・ピョンヤン」(2006年)、「愛しきソナ」(2011年)、劇映画に「かぞくのくに」(2012年)、著書に『兄—かぞくのくに』(小学館、2012年)等多数。

瀬々敬久=映画監督。最近の作品に『愛するとき、愛されるとき』(2010年)、『アントキノイノチ』(2011年)、『シネマ☆インパクト/この森を通り抜ければ』(2012年)等多数。

丸川哲史=明治大学教員。著書に『日中100年史』(光文社新書2006年)、『台湾における脱植民地化と祖国化』(明石書店2007年)、『ポスト〈改革開放〉の中国』(作品社、2010年)等多数。

川村湊=文芸評論家。『文芸時評 1993-2007』(水声社、2008)、『異端の匣』(インパクト出版会、2010)、『福島原発人災記』(現代書館2011)、『原発と原爆—「核」の戦後精神史』(河出ブックス、2011)。

足立正生=映画監督。映画作品に『銀河系』(1967年)、『赤軍PFLP・世界戦争宣言』(1971年)、『幽閉者 テロリスト』(2007年)、著書に『映画/革命』(河出書房新社、2003年)等がある。

桜井昌司=布川事件国賠訴訟原告。1967年に起きた殺人事件の加害者にならされたが2011年に再審無罪。冤罪被害者の二人を描いた映画に、井手洋子監督「ショーとタカオ」(2010年)がある。

山本太郎=俳優。代表作に『夜を賭けて』(2002年)、『EDEN』(2012年)などがある。テレビ・舞台出演も多数。『死刑弁護人』のナレーションを担当。

斎藤潤一=TVディレクター。作品に『光と影〜光市母子殺害事件弁護団の300日』(2008年)、『罪と罰』(2010年)、『毒とひまわり』(2010年)、『平成ジレンマ』(2011年)などがある。

安田好弘=弁護士、フォーラム90。著書に『死刑弁護人 生きるという権利』(講談社+α文庫)などがある。

日本の死刑執行数と死刑確定者数(年末時)

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
死刑執行数	2	2	1	2	1	4	9	15	7	2	0	7
確定死刑者数	56	57	56	68	78	94	107	100	106	111	128	135

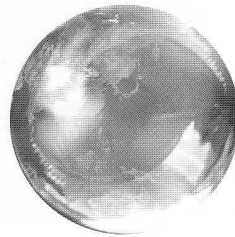
り、死刑執行数は増えてきた。2010年に民主党政権になり死刑存廃に関する議論が活性化されると感じたが、結局死刑執行は行われ、実質的には何も変わっていない。今はまた自民政権に逆戻りとなり、死刑執行数は増えていくのではないかと不安だ。死刑確定者の数も2004年から増加し続けている。

犯罪白書を見れば明らかだが、凶悪犯罪の数は年々減少している。決して実際の治安が悪くなっているわけではない。にもかかわらず死刑判決の数は増えているのだ。死刑だけではなく、無期懲役囚の数は10年前の倍近い1900人を超えている。日本の厳罰化は確実に進んでいく一方だ。

原因は何なのだろうか。メディアの過剰な事件報道のあり方。有罪率99%で「推定無罪」が原則となっていない今の裁判のあり方。格差社会が顕著になって人々の不満や閉塞感の充満した社会の抱える問題。こういった社会のあり方が根本的に解決されないまま、厳罰化することで多くの問題がなくなるような幻想を抱かされているのかもしれない。

世界は確実に死刑廃止へと向かっている。この流れは止まることはないだろう。人を殺してはいけないと

いう当然のことを前提とした人間社会を、世界は作り始めているのだ。戦争と死刑をなくそうというのは、世界の流れだ。平和憲法を持つにもかかわらず、日本はその流れから後れをとりつつある。命を大切にしようという世界の流れ、その先頭を走らなければならないのが、日本の本当の姿ではないかと思うのだが。(K)



We can live without the death penalty.
死刑のない社会へ

死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム 90

賛同人になってください

地球が決めた死刑廃止

1989年12月、国連総会において「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書（死刑廃止条約）」が採択され、1991年7月に発効しました。しかし日本政府はこの条約の採択に反対し、いまだに批准していません。

フォーラム 90 の発足から現在まで

私たちは、日本でも死刑が廃止されることを願い、世代や政治的立場、思想信条、性別を超えて、死刑廃止を目的とすることだけでゆるやかにつながる市民運動体として、1990年「死刑廃止フォーラム 90」を結成し、国会議員、弁護士、学者、宗教者等を含む約 5000 人の市民が力を合わせ死刑廃止に向けてさまざまな運動を展開してきました。

1990年12月には団藤重光氏の講演会、92年3月にはフランスで死刑を廃止した R・バダンテール元法相の講演会、93年7月にはアジアの死刑廃止運動体が集うアジア・フォーラム、2010年12月にはフォーラム発足 20 年記念集会を日比谷公会堂で開催しました。2001年6月には、元冤罪死刑囚免田栄氏、犯罪被害者遺族の原田正治氏をはじめとする訪欧団が世界死刑廃止会議に出席し、欧州評議会議場でスピーチを行いました。同年11月には韓国ソウルで開催された第2回アジア・フォーラムに参加し、アジア各地の方々と交流し国際的な連帯の絆を確かなものにしました。

2005年からは10月10日の世界死刑廃止デーに合わせて、さまざまな催しや街頭パレードを行い、死刑に反対する世論の顕在化と死刑制度廃止に向けた環境づくりに取り組んできました。

世界はいま、死刑廃止へ

死刑廃止条約の発効後、世界は着実に死刑廃止に向かっています。死刑を廃止した国々は3分の2に及びます。

アジアでも大きな流れが生まれています。カンボジア、ネパール、東ティモール、フィリピン、ブータンでは死刑を全面的に廃止しました。韓国、スリランカ、ブルネイ、ミャンマー、ラオスでは10年以上にわたって死刑執行が停止され、事実上の死刑廃止国となり、モンゴルでも2010年に死刑は停止されました。国連総会では、2007年、2008年、2010年、2012年12月に死刑存置国に対して死刑執行の停止を求める決議を採択しています。そこには「死刑の適用が人間の尊厳をむしろむしむことを考慮し、また、死刑の適用の停止が人権の高揚と進展に貢献すると確信し、死刑の抑止力としての価値についての確証はなく、死刑の執行における司法の誤りや欠陥は取り返しがつかず、また回復不可能であることを考慮」すべきであると謳われています。

また、2008年5月には、国連人権理事会で、日本に対する人権状況の審査が行われました。人権理事会は日本政府に対し、死刑廃止と国連総会で採択された死刑執行の一時停止を求める決議の受け入れを勧告しました。

日本の現状

しかし、日本では、殺人などのいわゆる凶悪事件は減少しているにもかかわらず、2000年代に入ると死刑判決は増加しはじめました。そして、2009年5月から裁判員制度が導入され、市民が否応なしに死刑判決を選択させられています。2006年12月からは死刑執行命令が濫発され、わずか2年7カ月で35名もの人々が執行されました。このなかには、車椅子生活の人を含む高齢者の方々や、三審を経ないで自ら上訴を取り下げて確定した人々、一審判決は無期懲役だった人々も数多く含まれています。

2008年10月には、再審無罪となった足利事件と同じ方法による DNA 鑑定が有罪の決め手とされ、一貫して無実を訴え続けていた飯塚事件の久間三千年氏の死刑が執行されました。

民主党政権下でも、2010年7月、千葉景子法相は2名の死刑を執行しました。2011年は19年ぶりに執行のない年となりましたが、2012年1月の就任記者会見で「職責を果たす」と明言した小川敏夫法相は、3月29日3名の死刑を執行しました。そして滝実法相は二度にわたり4名を執行しました。2013年1月25日現在、死刑確定者は135名になります。

私たちは、今まで以上に死刑廃止の声を大きくあげ、死刑廃止に向けて多様な運動を展開していきたいと思えます。死刑廃止の実現に向けて、一人でも多くの方々に、賛同人としてともに歩んでいただけるようお願いいたします。

なお、フォーラム 90 の活動は、1口 814 (はいし) 円以上のカンパでまかっています。ご賛同いただける場合は、FAX または郵便で下記までご連絡ください。

〈呼びかけ団体〉

アムネスティ・インターナショナル日本、死刑執行停止連絡会議、全国犯罪非行協議会、死刑を考える弁護士の会

〈呼びかけ人〉

故団藤重光 (元最高裁判事)、故土屋公献 (元日弁連会長)、免田栄 (元冤罪死刑囚)、イーデス・ハンソン (アムネスティ元日本支部長)、奥平康弘 (憲法学者)、加賀乙彦 (作家)、瀬戸内寂聴 (作家)

死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム 90

〒107-0052 港区赤坂 2-14-13 港合同法律事務所気付

Tel 03-3585-2331 Fax 03-3585-2330

ホームページ <http://www.jca.apc.org/stop-shikei/index.html>